

駒ヶ根市議会基本条例 評価・検証結果報告書

駒ヶ根市議会 議会機能向上推進委員会

令和7年3月3日

目次

1 趣旨	1
2 評価・検証体制	1
3 評価・検証方法	1
4 結果の公表等	2
5 経過	2
6 結果概要	3
7 評価・検証結果	4

1 趣旨

駒ヶ根市議会基本条例は、議会の基本理念や基本方針、市民、市の執行機関及び議会の関係を明確にし、品格ある議会のあるべき姿を定めた最高規範の条例として、平成26年12月に議決され、平成27年4月に施行されました。制定以来、市議会はこの条例の精神に基づき、様々な活動に取り組んできました。

また、平成28年11月には災害等発生時における議会及び議員の対応を規定するとともに、令和4年12月には政務活動費制度の導入に伴い、政務活動費の適正な活用と説明責任について規定しました。さらに令和6年6月には、論点や争点を明確にして議論を深めることを目的とした反問権について規定しました。

令和3年度には初めて評価・検証を実施し、その中で明らかになった課題の解決や議会の活性化に取り組んできました。そして今回、令和5年の改選から任期2年（前期2年）が終了するタイミングで、各条文を検証し、これまでの議会活動が目的を達成しているかどうかについて改めて評価・検証し、今後の活動に活かしていくものです。

2 評価・検証体制

議員個人による評価・検証後、議会機能向上推進委員会において評価・検証を実施

<議会機能向上推進委員会>

役職	氏名	備考
委員長	氣賀澤葉子	
副委員長	中島和彦	
委員	小原晃一	
〃	押田慶一	
〃	竹村 誉	
〃	中山万宝	
〃	竹村知子	
議長	小原茂幸	オブザーバー
副議長	宮下 稔	〃

3 評価・検証方法

駒ヶ根市議会基本条例検証シートにより、次の区分により評価・検証を実施

<評価区分>

区分	内容
A	達成（概ねその目的を達成したもの）
B	一部達成（一部その目的を達成したもの）
C	未達成（目的を達成できなかったもの）
D	未着手（取り組んでいないもの）
E	評価対象外

4 結果の公表等

- ・ 検証結果報告書を議会運営委員会に報告し、報告書を議長に提出
- ・ 検証結果報告書をホームページにて公開

5 経過

月日	会議等	内容
10月15日	議会機能向上推進委員会	評価検証方法及びスケジュール確認
11月6日 ～11月22日	各議員による評価・検証	
11月25日 ～12月20日	各常任委員会による評価・検証	
1月7日	議会機能向上推進委員会	評価・検証まとめ
1月24日	議会機能向上推進委員会	評価・検証まとめ
2月5日	全員協議会	報告案の確認
2月14日	議会運営委員会	報告案の確認
2月19日	全員協議会	最終報告
3月3日	議長へ検証結果報告書を提出	
3月3日	検証結果報告書をホームページにて公開	

6 結果概要

(1) 評価内訳

内容	評価
A：達成（概ねその目的を達成したもの）	11
B：一部達成（一部その目的を達成したもの）	15
C：未達成（目的を達成できなかったもの）	0
D：未着手（取り組んでいないもの）	2
E：評価対象外	10

(2) 概要

今回の評価・検証では、議会及び議員が基本理念や基本方針に基づき、一定の成果を上げていることが確認されました。全体の評価結果としては、「達成（A評価）」「一部達成（B評価）」が多く、議会だよりやホームページ、YouTube活用などを通じた情報公開、意見交換会や高校生未来会議の開催など、市民参加の促進が図られています。加えて、ツキニミーティングやクールダウンミーティングの実施により、議員間の議論が活性化しつつあります。また、危機管理指針や行動マニュアルの見直しも進み、災害時の適切な対応も期待されます。

一方で、議員間の議論が活性化し議員間討議の醸成が高まりつつあるものの、具体的な政策提言や立案に至る仕組みが十分ではなく具体化が進んでいないこと、パブリックコメントの実施や市民の多様な意見を反映する仕組みができていないことなどが課題として挙げられます。また、若年層を含む市民全体に対する広報の工夫、意見交換会の多様化、傍聴者増加を図る具体策などについても検討が必要です。

これらの課題を解決するためには、議員間の議論をさらに活性化させ、具体的な政策提案や市民参加の仕組み強化に向けた取り組みを進める必要があります。今後も市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、定期的な評価・検証を行い、開かれた議会を常に意識しながら、さらなる議会の活性化を進めることが求められます。

7 評価・検証結果

駒ヶ根市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 議員の活動原則（第7条・第8条）
- 第3章 議案及び政策の審議及び調査（第9条—第14条）
- 第4章 市民との情報共有（第15条—第17条）
- 第5章 市民参加の推進（第18条・第19条）
- 第6章 議員間討議及び政策提案（第20条—第23条）
- 第7章 政治倫理及び議員報酬（第24条・第25条）
- 第8章 災害等発生時の危機管理（第26条・第27条）
- 第9章 議会事務局の充実（第28条）
- 第10章 見直し手続（第29条）

附則

地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関として、その権能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行に始まる地方分権の進展に伴い、その果たすべき役割や責務は重要性を増している。

駒ヶ根市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた本市の執行機関である駒ヶ根市長とともに、互いに市民の負託に応える責務を負っている。

本市の意思決定機関である駒ヶ根市議会は、住民自治の実現により、市政の発展並びに市民生活及び福祉の向上に寄与するために、次に掲げる二つを推進するものとする。

一つは、「開かれた議会」として、市民との情報共有及び市民参加を推進することであり、このために市政が直面する問題等を市民に明らかに示し、議会の議論の中に市民意見を反映する仕組みを構築する。

もう一つは、「言論の府」及び「立法の府」として、徹底した議論及び政策提言を行うことであり、このために議員間の討議を活性化するとともに、議論を尽くした上で多様な意見を集約し、政策提言及び政策立案を行う。

ここに、駒ヶ根市議会は、その基本理念、基本方針等を定め、市民、市の執行機関及び議会の関係を明らかにし、品格ある議会としてあるべき姿を定めるものとして、駒ヶ根市議会における最高規範であるこの条例を制定する。

評価・検証内容	評価区分
「開かれた議会」と「言論の府」「立法の府」として、予算・決算・条例の審議や政策効果の検証など、市民生活及び福祉の向上に向けて積極的に取り組んでいる。また、意見交換会や主権者教育の取り組みをはじめ、ツキニミーティングの実践などにより議員間討議の醸成が高まりつつある。一方で、議論を尽くす場としての機能は強化されつつあるが、政策提言に結びつく段階まで進んでおらず課題が残る。引き続き、議会としての品位や倫理観を高めるとともに、住民自治の実現に向けて更なるブラッシュアップを図る必要がある。	B

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、駒ヶ根市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し真に市民の負託に応え、もって市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、議会に関する全ての例規に先んずる、議会における最高規範である。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

(基本理念)

第4条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、住民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとする。

評価・検証内容	評価区分
市民から選ばれた議員としての自覚と誇りを持ち、住民自治の実現に向けて基本理念のもと、全力で議会活動に取り組んでいるが、更なるブラッシュアップが求められる。	A

(基本方針)

第5条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (1) 議会及び市政について、市民との情報共有を図ること。

評価・検証内容	評価区分
市民や団体との意見交換、議会だよりやYouTubeによる情報発信、議会広報モニター制度や学生との交流など、さまざまな手法を通じて議会及び市政に関する情報共有を図っているが、より広範にわたる情報提供や新たに直接的な意見交換の場の検討など、さらなる取り組みが必要である。	B

(2) 議会活動の諸場面において、市民参加を推進すること。

評価・検証内容	評価区分
議会広報モニター会議をはじめ、高校生未来会議、小学生の議場見学、意見交換会などを通じて市民参加を推進しており、議会傍聴者の増加など一定の成果が見られるものの、回数の増加や市民意見を取り入れる仕組みの充実、議場の幅広い活用など、より積極的な取り組みが必要である。	B

(3) 議員間の討議を大いに活性化し、政策提言及び政策立案を行うこと。

評価・検証内容	評価区分
令和5年度までの事業評価をはじめ、ツキニミーティングやクールダウンミーティングを通じて議員間討議のきっかけづくりや議論しやすい雰囲気醸成が進み、議員間の情報共有や一般質問などにおいて一定の成果を上げているものの、本格的な討議には至らず、政策提言・立案の実現には仕組みの構築などを含め、さらなる取り組みが必要である。	B

(議会の位置付け)

第6条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等の行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策提言機能及び政策立案機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係る様々な事件についての意思決定を行う議事機関である。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
市民の負託に応えるべく、研修などを通じて資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行を心がけている。市の諸計画などについてさらに理解を深め、個人と議会全体の力を向上させるために継続的な努力を図る必要がある。	B

2 議員は、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策提言及び政策立案を行うとともに、議会活動について市民に対して説明に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
市民の多様な意思を的確に把握するために現場や意見交換の場へ積極的に出向き、政策提言や立案に結びつける努力を続けるとともに、一般質問や広報活動、SNSの活用などを通じて市民への説明責任を果たし、さらなる取り組み強化を図る必要がある。	B

(会派)

第8条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策提言及び政策立案のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
議員活動の支援や政策立案のために調査研究を進め、視察や会派内での意見交換を通じて市の課題に取り組んでいる。引き続き、会派間の調整や調査成果を政策提言に結びつける努力を強化し、意思統一や会派としての機能をより高めていく必要がある。	B

(政務活動費)

第8条の2 会派又は議員は、駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例(令和3年条例第18号)の規定により交付を受けた政務活動費を適正かつ有効に活用するとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

評価・検証内容	評価区分
政務活動費は、資質向上や政策提言に資する視察や研修に適正かつ有効に活用し、その使途をホームページにおいて公開している。今後も、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民が納得できる支出となるよう注意を払い、継続的にその活用方法の検証を行う必要がある。	A

第3章 議案及び政策の審議及び調査

(議会の定例会の回数)

第9条 議会は、定例会の回数を年4回とする。

2 定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月にこれを招集する。ただし、必要があると認めるときは、繰上げ又は繰下げて招集することができる。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

3 常任委員会及び特別委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。

評価・検証内容	評価区分
委員会審査や行政視察、意見交換会、ツキニミーティングなどを通じて地域課題解決に取り組んでいる。今後も精力的な所管事務調査と議論の深化を図り、委員会活動の充実に努めていく必要がある。	A

(議会の議決事件)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決に付すべき事件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 友好都市の提携に関すること。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

(政策提案の説明要求)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における根拠又は位置づけ
- (3) 関係ある法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

評価・検証内容	評価区分
市長提案の重要な政策や事業について、本会議や全員協議会等での審議を通じて、背景や目的、総合計画での位置づけ、関係法令、財源措置、コスト計算の説明を求める取り組みを進めているが、特にコスト計算や政策効果の評価に関する説明をより詳細に求め、掘り下げた議論を行うことで、市民利益を最大限に反映させる責務を果たす必要がある。	B

(質問)

第12条 議員は、本会議において、一般質問及び緊急質問（以下本条において「質問」という。）を行うことができる。

- 2 議員は、質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告しなければならない。
- 3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。
- 4 その他質問に関し必要な事項は、別に定める。

評価・検証内容	評価区分
市民の問題意識を反映し、市政の論点や争点を明確化するために積極的に一般質問を行っている。今後、研修等を通じて質の向上を図り、質問内容の的確さや論点の明確化をさらに追求するなど、議会全体での取り組みを強化する必要がある。	A

(市長等の議員への反問)

第12条の2 市長等は、議員の質疑又は質問に対し、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、別に定めるところにより当該議員へ対し反問することができる。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

(発言の取消し勧告)

第13条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

(採択請願への対応)

第14条 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

第4章 市民との情報共有

(情報共有)

第15条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等と情報の共有に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
市議会だよりやホームページ、YouTubeを活用し、広報活動を通じて情報を公開しているが、若年層を含む市民全体とより効果的に情報を共有するため、地区単位での意見交換会の実施検討、分かりやすく親しみやすい広報内容の工夫など、さらなる情報公開と共有の充実に努める必要がある。	B

(会議の公開)

第16条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び各派代表者会その他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
本会議や常任委員会、議会運営委員会等、原則公開しているが傍聴者は少ない状況である。現在、市議会だよりやホームページ、メール・LINE配信等により、一般質問の日程告知など傍聴を促進しているが、幅広い世代に気軽に参加してもらえる工夫や常任委員会等の公開方法の改善など、さらなる検討が必要である。	B

(意見交換会)

第17条 議会は、議会活動について市民等と意見交換を行う場（以下本条において「意見交換会」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

評価・検証内容	評価区分
各種団体等を中心に積極的に意見交換会を実施している。今後は地域ごとや市民層に応じた多様な意見交換の場を定期的に設けるなど、新たな取り組みを模索し、市民への情報提供と共有を強化していく必要がある。	A

第5章 市民参加の推進

(市民意見の反映)

第18条 議会は、議員提案の条例等に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
これまでに、政務活動費交付条例や政治倫理条例の制定時において、パブリックコメント等を実施する機会はあったが実施には至っていない。今後、条例制定等の際には、必要に応じてパブリックコメントの実施などを検討するとともに、市民との連携強化を図る取り組みが求められる。	D

(請願趣旨の聴取)

第19条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

評価・検証内容	評価区分
必要に応じて請願者や紹介議員からの意見聴取の機会を設けている。一方で、全案件において十分に実施されている状況ではないため、意見聴取の機会創出・運用方法等について、他事例などを踏まえ検討する。	B

第6章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議及び意見集約)

第20条 議員は、あらゆる会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。

評価・検証内容	評価区分
会議において積極的に意見を述べ、他の意見にも真摯に耳を傾けるよう努めているが、議員間での討議が十分に尽くされているとは言い難い。ツキニミーティングや特別委員会後のクールダウンミーティングなどにより議論の機運が高まっているものの、さらに深い議論を促進し、議員間の意見交換をより充実させる取り組みが求められる。	B

2 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
議長や委員長は、議員間での討議を円滑に進行させるために努めている。引き続き、意見集約等の強化を図り、市政に反映させられるよう努力が求められる。	A

(政策提言等)

第21条 議会は、議員間での討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
令和5年度までの事業評価や意見交換会での意見を基に市に対し要望・提言を行っている。また、ツキニミーティングなどを通じて、議員間討議の醸成を高めるなど努力は進んでいる。一方で、政策提言の重要性は認識しているものの、具体的な提案には至っておらず、研修等を通じ取り組み強化を図る必要がある。	B

(議会意見の尊重)

第22条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するものとする。

評価・検証内容	評価区分
評価対象外	E

(議員研修)

第23条 議会は、議員の政策提言能力及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

評価・検証内容	評価区分
政策提言能力及び政策立案能力を向上させるため、全員協議会や近隣市町村議員との研修など積極的に実施している。議員個人においても、積極的に研修・セミナー等に参加しスキルアップを図っている。引き続き、更なる向上を図るため、幅広い分野の研修を実施することが求められる。	A

第7章 政治倫理及び議員報酬

(政治倫理)

第24条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めている。引き続き、政治倫理条例を遵守し、さらなる向上が求められる。	A

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、市長に対して駒ヶ根市特別職等報酬審議会への諮問を求め、市民等の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
改定の検討は必要に応じて実施する。	D

第8章 災害等発生時の危機管理

(災害等発生時における議会の活動)

第26条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害及び重大な事故（以下この章において「災害等」という。）が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

2 前項の場合において、議長は、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。

3 議会は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対する情報提供、提言等を行い、かつ、関係機関に対する要請を行うものとする。

評価・検証内容	評価区分
災害等の発生時に備えて体制の整備に努めており、災害時危機管理指針や行動マニュアルを策定している。また、コロナ禍を経て、オンライン会議の対応、災害時の安否確認方法など、体制整備も行っている。災害発生時の会議や対応については、現時点で事案がないため評価できない部分であるが、災害発生時には適切で迅速な対応が図られるよう、引き続き努力が必要である。	A

(災害等発生時における議員の活動)

第27条 議員は、災害等が発生した場合は、議会の災害時危機管理の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。

評価・検証内容	評価区分
災害等の発生時に備えて体制の整備に努めており、災害時危機管理指針や行動マニュアルを策定している。また、コロナ禍を経て、オンライン会議の対応、災害時の安否確認方法など、体制整備も行っている。災害発生時の会議や対応については、現時点で事案がないため評価できない部分であるが、災害発生時には適切で迅速な対応が図られるよう、引き続き努力が必要である。	A

第9章 議会事務局の充実

(議会事務局)

第28条 議会は、議員の政策提言機能及び政策立案機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
その機能を十分に発揮しており、議員のサポートを行っている。一方で、現状は議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局の兼務体制であり、議会運営や政策提言機能をより強化するためには、さらなる体制充実が求められる。	B

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展に心がけ、行動するものとする。

評価・検証内容	評価区分
議会の活性化、充実、発展に向けてしっかりと職務を遂行している。	A

第10章 見直し手続

(見直し手続)

第29条 議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

評価・検証内容	評価区分
社会情勢の変化や議員任期を考慮し、令和3年度に続き2回目の評価・検証を実施した。見直し時期については、今後も定期的な検討を行い必要に応じて対応する。	B